

管理栄養士名簿訂正・書換え交付申請書

記入方法・記入例

(名簿登録事項に変更がある場合)

申請者が記入する欄

記入しないこと。 記入しないこと。 *都道府県番号

第四号様式(第四条及び第六条関係)

*登録番号

*訂正書換え交付年月日

収入印紙欄
(消印しないこと)

管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第#####号	登録年月日	昭和 平成 令和	3年 4月 30日
------	---------	-------	----------------	-----------

変更を生じた事項

	変更前	変更後(第1回)	変更後(第2回)
本籍地 都道府県名 (国籍)	東京都	東京都	
ふりがな	えいよう はなこ	こうろう はなこ	
氏名 (旧姓)	栄養 花子	厚労 花子	
旧姓併記の希望		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
通称名			
性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

変更の理由及び年月日 婚姻のため 令和3年5月30日

上記により、管理栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。

令和3年6月4日

電話 03 (5253) 1111

住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 厚労 花子 生年月日 大正 昭和 平成 令和 西暦 10年 8月 9日

厚生労働大臣 殿

備考 1 *印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 この申請書には、所定の手数料に相当する収入印紙を貼ること。
4 名簿訂正の申請をするには、申請の原因となった事実を証する書類を添付すること。
書換え交付の申請をするには、管理栄養士免許証を添付すること。
5 用紙の大きさは、A4とすること。

申請時(変更後)の氏名とすること。

必要な額の収入印紙
(収入証紙ではない)を貼ること。

【手数料】

- 名簿訂正:950円/回
- 書換え交付:2,350円

※2回分の訂正と書換え交付をまとめて申請する場合、
950円×2回 +2,350円= 4,250円

「変更前」は添付する免許証の内容(現在名簿に登録されている内容)を記入すること。旧姓と通称名は、免許証に本名とともに併記していた場合に記入すること。併記していなかった場合や、旧姓又は通称名を有しなかった場合は該当欄に斜線を引くこと。

変更がない事項も記入すること。

略字等を使用せず、必ず戸籍通りの文字をはっきり記入すること。
ふりがなも記入すること。
旧姓又は通称名を有していない場合や併記を希望しない場合は、該当欄に斜線を引くこと。
通称名(外国籍の方のみ)は、記載をもって併記を希望したものと見なすこと。(誤って記載した場合は、二重線で取消すこと。)

複数回分の変更をまとめて申請する場合は、変更回数に応じて次のように記入すること。

- のため ●年●月●日
- のため ○年○月○日

申請する項目のみ○をすること。
(新しい内容の免許証が不要であれば、免許証書換え交付申請は不要。なお、名簿訂正申請のみの場合、名簿訂正手続きが完了した旨の通知等はいりません。)

(添付書類)

- 変更事項が確認できる書類(コピー不可。発行より6か月以内のもの)
 - 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - ※ 現在の戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること(従前戸籍の記載を省略しないこと)。変更前(現在名簿に登録されている内容)から現在の戸籍に至る経過を確認できない場合は、経過を確認できる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等を併せて添付すること。
 - ※ 旧姓併記を希望する場合は、併記したい旧姓を確認できる戸籍謄本等から、現在の戸籍に至る経過を確認できる戸籍謄本等が必要。
 - ※ 住民票に併記される旧姓(旧氏)は、直前の旧姓とは限らないこと、変更年月日や理由を確認できないことから、名簿訂正申請の添付書類とすることはできない。
 - 外国籍の方については、住民票の写し(国籍の記載が有り、個人番号の記載が無いもの。)
 - ※ 変更事項を確認できない場合は、確認できる書類を併せて添付すること。
 - ※ 併記できる通称名は、住民票記載のものであること。
- 免許証の書換え申請を行う場合には、書換え前の管理栄養士免許証
 - ※ 免許証を紛失している場合は、名簿訂正手続きと再交付申請を同時に行うこと(書換え交付申請は不要)。
- 名簿訂正手続きを30日を過ぎて申請を行う場合には、遅延理由書(任意様式)